

る一一に所属する資源配分であることになるわけである。

このシナリオによれば、社会的選択の対象は社会状態それ自体ではなくて資源配分ルールであって、このルールが定めるゲームを人々が自律的にプレーすることによって、結果的に社会状態が決定されることになる。我々のこの理論的なシナリオは、社会的な決定に委ねられるべき領域と、個人の自律的な選択に委ねられるべき領域との関連について、アロー＝セン理論とは異なる新しい展望を提供する意図で構想されたものである。この構想を具体的に展開することによって、アロー＝センの社会的選択の理論が問題提起した民主主義的・情報節約的な社会的選択の理論的可能性や民主主義と自由主義のインターフェイス・メカニズムの理論的可能性などの難問に対してどのような新しい展望が拓けるかという点の詳細は、後藤玲子、吉原直毅の両氏と執筆したいくつかの専門的な研究論文を参照していただきたい。

9. フェア・プレーの義務とフェア・ゲームの設計

前節末尾の理論的説明は幾分込み入っていたうえに、無知のヴェールのように非常に抽象的な理論的虚構を用いて展開されていたために、我々の理論的シナリオは現実的な社会的選択の問題とは殆ど無関係だと思われた読者もおられるかもしれない。だが、社会的選択の理論の我々の代替的なシナリオは、むしろ非常に具体的な政策問題との関わりで社会的選択の理論の射程距離を反省するなかで構想されたものである。最後にこの事実を、2つの具体的論脈に即して説明しておくことにしたい。第1の論脈は競争法と競争政策の問題であり、第2の論脈は国際取引ルールと紛争処理メカニズムを巡る公平性の問題である。

競争法は市場経済における競争秩序にとって基本的な重要性をもつルールの体系であり、競争政策はこのルールの体系が市場競争の過程で遵守されることを監視するとともに、違反行為を摘発してその矯正を司る役割を担っている。競争的市場機構の円滑な機能を支える基本法であるだけに、競争法は市場経済の歴史とともに古い歴史をもっているかに思われがちだが、殆ど人類の歴史と同じ程度に古いといわれる市場経済の歴史と比較すれば、競争法と競争法の歴史は余りにも浅いというのが実状である。競争法の母国アメリカでこそ100年の歴史をもつ競争法と競争政策だが、占領下の1947年に初めて原始独占禁止法が導入された日本ではせいぜい50年の歴史しかない。ヨーロッパにおける競争法と競争政策の歴史はさらに浅く、フランスの競争法が制定されたのは1956年のことに過ぎないし、イタリア、オランダおよび社会主義経済の崩壊によって市場競争のルールの整備に慌ただしく取り組

みを開始した東欧諸国では、高々10年程度の歴史しかない。そのうえ、競争が国境を越えて進行する状況を背景として、現在多くの機関で競争法と競争政策を国際的に整合化する可能性が検討されているが、この要請は国際取引の枠組みを定めたGATT/WTO 協定の基本原則——《最恵国待遇》原則と《内国民待遇》原則——とは明らかに異質である。それだけに、競争ルールの国際的整合化の根拠と方法に関しては、国際合意が存在するGATT/WTO 協定に則った自明な解答は存在しないのである。こうしてみると、競争法は万古不易の公平な競争ルールが自然に制度化されたものではなく、競争の実態や新たな展開を踏まえて意識的に設計された制度的枠組みとして、社会的に選択して慎慮的に採用すべきルールの体系なのである。競争ルールの社会的選択に際しては、実際の競争過程でルールが自己に有利に働くように選択手続きを戦略的に操作する誘因が絶えず存在するだけに、ルールの社会的選択手続きの公正性を確保することが、選択された競争ルールの制度としての安定性にとって死活の重要性をもつことは明らかである。また、一旦採用された競争ルールは市場における企業間競争のゲームのルールとなり、このゲームの均衡で競争的市場経済における資源配分が分権的に実現されることになることも明らかである。

かつてフリードリッヒ・ハイエクは、「政府に求められる公共《善》のなかで最も重要なものは、なんらかの特定のニーズの直接的な充足ではなく、個人の小集団が各自のニーズを相互に充足しあうのに適した機会をもてるような諸条件を保証することである」と説いた。われわれが理解する競争法と競争政策は、まさに公平で自由な競争環境という公共《善》を保証することによって、個々の経済単位にその目標を自律的に追求する機会を公平・透明に保証する制度と政策に他ならない。そして、競争法の社会的選択を巡る上述の説明は、前節で素描した社会的選択の理論の新たなシナリオのひとつの具体的な例示となっているように思われる。

我々の論点の第2の例示として、GATT/WTO 体制下の多国間貿易システムをひとつの経済的ゲームと考えてみよう。このゲームのプレーヤーは貿易に参加する協定加盟国であり、ゲームのルールは国際貿易と紛争解決のGATT/WTO ルールである。あらゆるゲームの場合と同じく、このゲームのルールもゲームの開始以前にプレーヤーの合意に基づいて決定され、その遵守が約束されている。また、あらゆるゲームの場合と同じく、このゲームの場合にもルールにしたがう国際間競争が行われる——ゲームがプレーされる——結果として、ゲームのプレーヤーの間で勝者と敗者が決定されることになる。この段階でゲームの《公正性》を問う2種類の異

なった視点が存在する。

第1の視点は、ゲームの開始以前に合意されたルール《フェア・プレーの義務》という視点である。この意味における《公正性》の維持・励行は、同じプレイヤーの間でゲームが将来も安定的に繰り返されるために必要な条件である。

第2の視点は、ゲームのルールそれ自体が《公正》に設計されているかという視点である。ゲームの開始以前にルールに関する合意形成が行われてその遵守が約束されているにせよ、ルールに関する合意形成プロセスはしばしば時間的制約と不完全情報のもとで進行せざるを得ないため、ルールそれ自体の不備が事後的に判明する可能性があることは否定できない。それだけに、ゲームがプレーされた結果に照らしてルールに対する異議申し立てが起こった場合には、《フェア・プレーの義務》の視点のみに固執して約束違反を責める頑なな姿勢をとるべきではなく、異議申し立てに至った経緯とゲームがプレーされた結果を客観的に解析して、建設的な紛争処理にあたるべきである。ゲームがプレーされた結果の客観的な分析をフィード・バックして、ルール設計の《公正性》を再検討するという作業は、ゲームのルールがフェアに設計されていることを絶えずモニターしてシステムに対する信認を担保するという主旨で、GATT/WTO 体制の制度としての安定性にとって不可欠的な意義を担っている。

この点をさらに追求するために、ゲームがプレーされた結果を不満として、あるプレイヤーからルールに対する異議申し立てがなされた状況を考えてみよう。いま仮に、このプレイヤーの敗北が彼自身に責任が問われるべき失敗に起因するものであって、他のどのプレイヤーも《事前》に合意されたルールを逸脱してこのプレイヤーを搾取する行動をとってはいない場合には、ルールに対する異議申し立ては自己の失敗の責任をゲームの設計方法に転嫁するアンフェアな行為に過ぎず、ルールをこのプレイヤーの要求に応じて修正する必要は全くない。これに対して、このプレイヤーの敗北の原因が他のプレイヤーのルールを逸脱した行為に起因するものであることが判明した場合には、異議申し立てに対する理性的な対応はルールを逸脱して搾取的な行動をとったプレイヤーに対してペナルティーを課して、搾取されたプレイヤーに補償を支払うことである。最後に、このプレイヤーの敗北の原因が、彼自身に責任を問うべきではないハンディキャップに対して当然行われるべき正当な配慮が、当初のルールに欠けていたことによることが明らかにされた場合には、この事実を教訓としてしてルールを改良して、ゲームをフェアに再設計すべ

き正当な理由があることになる。

GATT/WTO 体制とは、国際取引のルールの体系を《事前》の合意に基づいて設計して、そのゲームのルールにしたがう自由な競争の均衡において国際取引を実行するが、《事前》に合意されたルールがフェア・ゲームの制度的枠組みとしての機能障害を引き起こす場合には、合意を見直す交渉を再開する仕組みである。このように理解された GATT/WTO 体制は、前節で素描した社会的選択の理論の新たなシナリオの第 2 の具体的な例示となっているように思われる。

10. 不可能性定理を可能性定理に切り替える転轍機としての個人の機能

最後に、社会的選択の理論において、《解かれるべき問題》の所在を示す機能を担ってきた一般不可能性定理の解消方法に関してひとつのコメントを述べて、この報告を閉じることにしたい。

この報告では、民主主義的・情報節約的な社会的評価形成ルールに関するアローの一般不可能性定理と、民主主義と自由主義とのインターフェイス・メカニズムに関するセンの一般不可能性定理（《パレート派リベラルの不可能性》定理）に言及した。その他の点では多くの相違を含むこの 2 つの不可能性定理は、2 つの重要な点では完全に軌を一にしている。第 1 に、両定理とも社会構成員を全く対称的に取り扱って、個人の間にはなんらの個性の差異も前提されていない。第 2 に、両定理とも社会構成員が自律的に形成する個人的選好と、彼が社会的選択の情動的基礎として考慮されることを要請する選好を、概念的に区別していない。私がここで指摘したい点は、個人間の異質性——社会的選択に対する《態度》に現れるひとの個性——の存在を承認すること、個人がもつ事実に選好と、彼が社会に対して公然と表明して、社会的選択に際して考慮されることを要請する選好との区別を承認することは、これらの不可能性定理を整然と解消させる方法の鍵となる可能性をもつという事実である。

最初に、センの不可能性定理との関連で我々の論点を具体化しよう。私は、A さんがピンクのネクタイを締めているのは悪趣味の極みだと思う。だが、所詮ネクタイに関する趣味は個人のプライバシーに属する問題であって、私は A さんの悪趣味を個人的には嫌悪しても、彼がピンクのネクタイを締めないように社会的制裁を加えることに付和雷同する積りは全くない。蓼食う虫も好き好きであって、個人の個性を圧殺することは《リベラルな個人》を自認する私には到底できないからである。この意味の《リベラルな個人》は、決して分裂症的でも非理性的でもない。

そして、お互いのプライバシーを尊重しあう《リベラルな個人》から構成される社会ならば、民主主義と自由主義とのインターフェイス・メカニズムが設計できるという見通しには、直観的に賛同できそうに思われる。実はこの直観は厳密な意味でも支持可能なのであって、たとえいかに巨大な社会であっても、少なくともひとりの《リベラルな個人》が存在するならば、民主主義と自由主義とのインターフェイス・メカニズムが存在することが証明されているのである (Sen (1976); Suzumura (1978; 1983))。

次に、アローの不可能性定理との関連で我々が注目したい事実は、アローのフレームワークでは全ての個人が《帰結主義者》であることが、暗黙のうちに仮定されていることである。全ての個人が表明して社会的選択の情動的基礎とされる個人的選好は、帰結として実現可能な社会状態のうえで定義される評価順序とされているからである。いま、この点に関する個人の異質性の余地を認めるために、個人の評価順序が定義される対象を拡張して、社会状態 x と社会的選択肢の機会集合 S とのペア (x, S) に対する個人的選好順序を考えることにしたい。この拡張の意味は簡単であって、

$$(x, S)R(i)(y, T)$$

は、個人 i の判断によれば、選択肢 x を機会集合 S から選択することは、選択肢 y を機会集合 T から選択することと比較して、少なくとも同程度に望ましいといえよのである。この拡張は、言葉の正確な定義の問題として《帰結主義者》と呼ぶべきひとと《非帰結主義者》と呼ぶべきひとを、識別することを可能にしてくれる。すなわち、

$$(x, \{x\})R(i)(y, \{y\}) \text{ if and only if } (x, S)R(i)(y, T)$$

が x, y, S, T がいかなるものであっても成立する個人 i は《帰結主義者》であり、

$$(x, S)P(R(i))(x, \{x\})$$

が少なくともある x, S に対して成立する個人 i は《非帰結主義者》である。ただし、 S は $\{x\}$ を真部分集合として包含する機会集合であり、 $P(R(i))$ は $R(i)$ に対応す

る強い意味の選好関係である。このようにして、選択機会の内在的な価値を認める《非帰結主義者》の存在を考慮してアローの問題——民主主義的・情報節約的な社会的評価形成ルール形成可能性の問題——を再考察してみると、実は社会のなかにたったひとりでも《非帰結主義者》が存在するならば、アローの定理はこの拡大されたフレームワークのなかでは成立しないことが証明されるのである（Suzumura and Xu (2000a; 2000b)）。

最後に、我々が第8節で導入した社会的選択の理論の新たなフレームワークのもとでも、基本的には同様なメッセージを掴み出すことができる。すなわち、社会を構成する個人のうちに、ある正確な意味で《ロウルズ主義者》と呼びうる個人が少なくともひとり存在するならば、純粋な手続き的正義を体現する社会的選択手続きの存在を証明することができるのである（Gotoh, Suzumura and Yoshihara (2000)）。

これらの結論によれば、社会的選択の理論が発見してきた様々な逆理を解消させるひとつの鍵は、社会的選択に対する《態度》に現れるひとの個性であるように思われる。問題の文脈に応じて適切に識別された個人は、不可能性定理を可能性定理に切り替える転轍機としてのアトラス的機能を担う可能性をもっているのである。

参考文献

Arrow, K. J. (1963): *Social Choice and Individual Values*, New York: Wiley, 2nd ed. (長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』、日本経済新聞社、1977年)。

Bergson, A. (1938): "A Reformulation of Certain Aspects of Welfare Economics," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.52, pp.310-334.

Buchanan, J. M. (1954): "Social Choice, Democracy, and Free Markets," *Journal of Political Economy*, Vol.62, pp.114-123.

Gaertner, W., P. K. Pattanaik and K. Suzumura (1992): "Individual Rights Revisited," *Economica*, Vol.59, pp.161-177.

Gotoh, R., K. Suzumura and N. Yoshihara (2000): "On Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environments," Working Paper, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.

Hayek, F. A. (1976): *Law, Legislation and Liberty, Vol.2, The Mirage of Social Justice*, London: Routledge & Kegan Paul (篠塚慎吾訳『法と立法と自由 II 社会正義の幻想』、春秋社、1987年)。

Plott, C. R. (1973): "Path Independence, Rationality, and Social Choice," *Econometrica*, Vol.41, pp.1075-1091.

Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press (矢島鈞次監訳『正義論』、紀伊國屋書店、1979年)。

Samuelson, P. A. (1947): *Foundations of Economic Analysis*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. Enlarged 2nd ed., 1983 (佐藤隆三訳『経済分析の歴史』、勅草書房、1967年)。

Samuelson, P. A. (1967): "Arrow's Mathematical Politics," in Hook, S., ed., *Human Values and Economic Policy*, New York: New York University Press, pp.41-51.

Samuelson, P. A. (1981): "Bergsonian Welfare Economics," in Rosefield, S. ed., *Economic Welfare and the Economics of Soviet Socialism: Essays in Honor of Abram Bergson*, Cambridge, Mass.: Cambridge University Press, pp.223-266.

Sen, A. K. (1970a): "The Impossibility of a Paretian Liberal," *Journal of Political Economy*, Vol.78, pp.152-157.

Sen, A. K. (1970b): *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day. Re-published, Amsterdam: North-Holland, 1979.

Sen, A. K. (1976): "Liberty, Unanimity and Rights," *Economica*, Vol.43, pp.217-245.

Sen, A. K. (1992): "Minimal Liberty," *Economica*, Vol.59, pp.139-159.

Sen, A. K. (1995): "Rationality and Social Choice," *American Economic Review*, Vol.85, pp.1-24.

Sen, A. K. (1999): "The Possibility of Social Choice," *American Economic Review*, Vol.89, pp.349-378.

Suzumura, K. (1978): "On the Consistency of Libertarian Claims," *Review of Economic Studies*, Vol.45, pp.329-342. "A Correction," *Review of Economic Studies*, Vol.46, p.743.

Suzumura, K. (1983): *Rational Choice, Collective Decisions, and Social Welfare*, New York: Cambridge University Press.

Suzumura, K. (1987): "Social Welfare Function," in Eatwell, J. M. Milgate and P. Newman, eds., *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, Vol.4, London: Macmillan, pp.418-420.

Suzumura, K. (1996): "Welfare, Rights, and Social Choice Procedure: A Perspective," *Analyse & Kritik*, Vol.18, pp.20-37.

Suzumura, K. (1999): "Consequences, Opportunities, and Procedures," *Social Choice and Welfare*, Vol.16, pp.17-40.

Suzumura, K. (2000): "Welfare Economics Beyond Welfarist-Consequentialism," *Japanese Economic Review*, Vol.51, pp. 1-32.

Suzumura, K. and Y. Xu (2000a): "Characterizations of Consequentialism and Non-Consequentialism," forthcoming in *Journal of Economic Theory*.

Suzumura, K. and Y. Xu (2000b): "Welfarist-Consequentialism, Similarity of Attitudes, and Arrow's General Impossibility Theorem," forthcoming in *Social Choice and Welfare* (Special Issue on *Non-Welfaristic Issues in Normative Economics*).

後藤 晃・鈴木興太郎（編）（1999）：『日本の競争政策』、東京大学出版会。

鈴木興太郎（1998）：「貿易政策・措置の《公平性》とGATT/WTO整合性」
『貿易と関税』pp.78-88。

鈴木興太郎（2000）：「厚生経済学の情報的基礎：厚生主義的帰結主義・機会の内在的価値・手続き的衡平性」、岡田章・神谷和也・黒田昌裕・伴金美（編）『現代経済学の潮流2000』、pp.3-42。

鈴木興太郎・後藤玲子（2001）：『アマルティア・セン——経済学と倫理学——』、実教出版、近刊予定。